

政策分野	施策分野	施策		KPIの目標	平成30年度	平成29年度		関係課	
					取組内容	取組内容	評価		
I	2	④中小企業(地場産業)の振興に関する条例の制定 ※施策の追加	○地域経済の更なる発展のためには、地域に根差した地場産業の担い手である中小企業の育成と支援が必要です。	⇒地場産業を育成し、地域経済の活性化につなげていくため、中小企業(地場産業)の振興に関する条例を制定します。なお、条例制定に当たっては、実効性のある条例にすべく、先進自治体の調査研究、経済団体と協議など、様々な観点で検討します。	■中小企業(地場産業)の振興に関する条例の制定 ⇒条例を制定している自治体の調査・研究を行うとともに、経済団体とも協議しながら、条例制定の基本方向・方針を決定します。	—	X	商工課	
	7	②健康寿命の延伸等に向けた事業展開	○平均寿命の伸びに伴い、健康寿命との差が開くことにより、介護保険要支援・要介護認定者が増加傾向にあり、また、介護予防への取組が必ずしも十分とは言えないことから、早い時期からの介護保険サービスの利用も増え、介護給付費の増大を招いています。これらのことから、高齢者等の家庭や地域での活躍を促進する観点からも、健康寿命の延伸に向けた介護予防、フレイル対策事業を展開していく必要があります。さらに、認知症の方も増加していることから、認知症施策も併せて一層推進していく必要があります。	⇒次に掲げる取組を行います。 イ 認知症への理解を深めるための普及啓発、認知症予防事業等に取り組みます。 ※施策の追加	■認知症予防プログラム利用者数《年間》 ⇒平成31年度において、95人(平成28年度:65人) ※KPIの追加	通所型介護予防事業として、認知症予防プログラムのサービスを実施し、運動機能向上を中心に個々のニーズにあった予防サービスを提供し、自宅での生活リズムの改善を図っている。 また、「認知症予防プログラム」教室を認知症の人と家族の会への委託により実施。	認知症予防プログラムのサービスを実施し、運動機能向上を中心に個々のニーズにあった予防サービスを提供し、自宅での生活リズムの改善を図った。なお、通所型介護予防事業以外にも、広く市報で募集した「認知症予防プログラム」教室や、「認知症予防リーダー養成講座」も認知症の人と家族の会への委託により実施した。	A	長寿社会課
	8	②地域づくり活動の好事例の横展開 ※施策の追加	○社会構造等の変化に伴い、個々の価値観やライフスタイル、地域とのかかわり方が変化し、市民ニーズは複雑多様化しており、行政だけでは全ての課題に対応することが困難な状況となっています。このような中、車尾地区や永江地区においては、自治会をはじめとする地域自治組織などが中心となり、地域課題の解決のため、地域活動に取り組んできました。地域の自治活動を推進していくためには、両地区で実践されている地域づくり活動を好事例として他の地域にも広めていく必要があります。	⇒両地区で実践されている地域づくり活動をもとに作成した「地域づくりマニュアル」を活用することなどにより、好事例を他地区に啓発し、横展開を図っていきます。	■「地域づくりマニュアル」などを活用して地域づくりに取り組む地区数 ⇒平成31年度において、10地区	「地域づくりマニュアル」の簡略版を作成し、単位自治会に配布する予定にしている。	—	X	地域振興課

政策分野	施策分野				平成30年度	平成29年度		関係課	
		施策	KPIの目標	取組内容	取組内容	評価			
I	9	⑤弓浜地域における農業基盤整備・荒廃農地対策の推進	○弓浜地域の畑作地帯は野菜等の生産地として、主に白ねぎ、にんじん、葉たばこ等の生産が行われていますが、全体的にほ場一区画が小さく、農業基盤整備が進んでいないことから規模拡大が難しく、担い手不足と相まって、荒廃農地が多数発生しており、担い手の確保、荒廃農地の解消が課題となっています。とりわけ米子鬼太郎空港—米子市街を結ぶ県道米子境港線の沿線、JR境線沿線など観光客の目に触れる地域において多くの荒廃地があり、早急な対策が必要です。	⇒次に掲げる取組を行います。  イ 農地の有効利用に欠かせない基盤整備事業や農業振興のための新たな農産物の普及、農機具メーカーとの連携など複合的な施策により、荒廃農地の解消に取り組めます。 <b>※施策の追加</b>	■弓浜地域における荒廃農地の面積 ⇒平成31年度において、66hA(平成28年度:96hA)	農地中間管理事業を主体とした担い手への農地集積による荒廃化抑制や解消のほか、富益地区の基盤整備事業の推進にも取り組んでいる。	農地中間管理事業を主体とした担い手への農地集積による荒廃化抑制や解消のほか、企業のCSR(社会貢献)活動を活用した荒廃農地解消にも取り組んだ。	A	農林課
		⑥農業分野における外国人労働力の活用(国家戦略特区の地域指定) <b>※施策の追加</b>	○地域の農業振興の牽引役でもある認定農業者や新たな担い手となる新規就農者などの農業経営の規模拡大に伴い労働力の確保が課題となっています。こうした中、平成29年6月に国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部が改正されたことにより、特区の地域指定を受けられれば、農作業等を行う一定水準以上の技能等を有する外国人の入国・在留が可能となりました。	⇒農業分野における外国人労働者の雇用を行うことが可能となる国家戦略特区の地域指定を受け、労働力の確保を図ります。	■国家戦略特区の地域指定に向けた取組 ⇒近隣の境港市・大山町とも連携し、国家戦略特区の地域指定に向けて取り組みます。	国家戦略特区の新たな地域指定の検討が国で進んでおらず、市としても新たな取組は行っていない。農業分野における新たな外国人材の受入については、出入国管理及び難民認定法が改正され、平成31年4月以降、特定技能の残留資格による受け入れが可能となった。	境港市、大山町との連名で特区提案書を内閣府地方創生推進事務局へ提出(H29.12.4)提案に伴う特区WGのヒアリングへ市長が出席(H30.2.21)	B	農林課
II	4	①—C米子駅周辺活性化プロジェクトの推進 <b>※施策の追加</b>	○米子駅南北自由通路や新たな米子駅の整備を契機として、米子駅周辺の賑わい創出・活性化を加速・拡大する取組を検討する必要があります。とりわけ、駅ビルや「だんだん広場」を含む駅北地区の活性化や駅南地区の民間開発などの中長期的な検討課題について、関係者による早期の協議・調整が求められています。	⇒米子駅周辺の賑わい創出や活性化を図るプロジェクトを、米子市中心市街地活性化協議会等との連携も図りながら検討し、推進します。	■米子駅周辺活性化に向けたプロジェクトの検討 ⇒米子駅周辺の賑わい創出や活性化の加速・拡大について、方向性を見定めながら、具体的な取組を検討・実施します。	・有識者、地元経済界等で構成する「米子駅周辺活性化専門家委員会」を設置し、専門的な見地から活性化に向けた意見をいただいている。 【第1回】平成30年6月8日 【第2回】平成30年8月29日 【第3回】平成30年11月27日 【第4回】平成31年2月14日開催予定	・米子駅周辺活性化庁内プロジェクトを実施した。 【第1回】平成29年8月1日 【第2回】平成29年8月31日 【第3回】平成29年11月9日 【第4回】平成30年2月1日	B	都市整備課



政策分野	施策分野				平成30年度	平成29年度		関係課	
		施策	KPIの目標	取組内容	取組内容	評価			
II	4	⑤角盤町エリア活性化プロジェクトの推進 ※施策の追加	○本市の中心市街地の活性化は、平成27年に策定した「米子市中心市街地活性化基本計画(新計画)」に基づいて取り組んでいますが、角盤町エリアにおいては、近年、著しい状況変化(大型スーパーの閉店、大型百貨店店舗の本市への一部譲渡の申し入れ)があったことから、米子市中心市街地活性化協議会等とも連携し、改めて活性化策を検討する必要があります。	⇒角盤町エリアの活性化を図るプロジェクトを、中心市街地活性化協議会等とも連携しながら検討し、推進します。	■角盤町エリアの活性化に向けた取組の検討 ⇒近年の著しい状況変化を踏まえながら、具体的な取組を順次検討・実施します。	「角盤町エリア活性化プロジェクト会議」は「角盤町中心市街地にぎわい創出プロジェクト」に改編され、官民一体となり角盤町エリア全体のにぎわい創出のため、会合を重ねている。その結果、関係機関が連携を図り、平成30年度においては「大山山麓・日野川流域つながるマルシェ」、「地ビールフェスタ」、「よなごグランマルシェ」など、新たなイベントが開催され、地域の活性化の機運が高まりつつある。	官民で設置される「角盤町エリア活性化プロジェクト会議」で検討されるまちづくりの構想(主に民間からの発案)の実現に向かって、米子市の取り組みについて内部で調整・検討を行った。その結果、平成29年度においては、米子市高島屋東館及びやよいデパート跡地の利活用について一定の進捗が見られた。	B	都市創造課
	5	①公共交通の多角的視点による見直し ※施策の追加	○高齢化の進展に伴い公共交通の役割はますます重要になっており、とりわけ市内の医療機関・商業施設等への移動利便性の向上が課題となっています。これらの課題を解消するためには、利用者の需要を考慮したダイヤ設定やバス路線の見直し、使いやすい公共交通環境の整備、まちづくりと一体となった交通政策など多角的な視点から検討し、持続可能な交通体系の実現を図る必要があります。	⇒担当組織体制を整えるとともに、庁内に若手職員を中心とする交通政策検討チームを設置し、持続可能な路線の再編、利便性の向上、高齢者の運転免許証自主返納を促す環境整備、中心市街地と郊外の一体的な発展を目指したまちづくりの観点など、公共交通の多角的視点による見直しの検討を行います。	■公共交通の今後のあり方についての検討 ⇒平成30年度までに、交通政策の方向性及び具体的施策を検討します。	運転免許を自主返納した高齢者を対象に、バス定期券購入金額の一部助成を実施し、自家用車から公共交通機関等による移動への切り替えを推進している。また、「鳥取県西部地域公共交通再編実施計画」に基づくバス路線の再編を10月に実施し、併せて米子市地域公共交通会議にて支線路線維持のための「生活交通確保維持改善計画」を策定し、国の認定を受けた。さらに、交通政策検討チームの中間報告を基に「米子市公共交通ビジョン」の素案を作成し、本市交通政策の基本方針等の方向性を示した。	平成29年10月1日付け組織機構改正によって、企画部地域政策課の「中心市街地活性化推進室」を「都市政策係」に改編し、同課内に新たに「交通政策係」を設置した。また、若手職員や福祉、都市計画等の担当職員で構成する交通政策検討チームでは、定期的な会議等で公共交通の課題や今後の方向性についての意見交換を行った。	B	都市創造課
		②市街化調整区域の規制緩和 ※施策の追加	○近年、市街化調整区域内の主要幹線道路沿いの空き店舗が有効利用できない、また、既存集落で自治会活動をはじめとする地域コミュニティの維持が困難になるなどの問題が生じています。本市では、このような課題に対応するため、市街化調整区域における開発許可基準の一部規制緩和を実施(平成29年7月1日施行)しましたが、更なる規制緩和を求める声もあり、また、交通の利便性の高い地区の土地利用のあり方にも課題があることから、引き続き、市街化調整区域の規制緩和について検討する必要があります。	⇒市街化調整区域の規制緩和について、次に掲げる取組を行います。 ア 現行の規制緩和の効果測定(事前協議・許可申請等)を行います。 イ 更なる規制緩和を含め交通の利便性の高い地区の土地利用のあり方について検討します。  ※平成29年7月1日に施行した規制緩和の内容は、国道県道沿いの事務所・店舗への用途変更及び小規模集落内への集落外からの居住を可能とするもの。	■市街化調整区域の更なる規制緩和についての検討 ⇒平成31年度までに、現行の規制緩和の効果測定を行うつつ、更なる規制緩和の必要性について検討します。  ■交通の利便性の高い地区の土地利用のあり方の検討 ⇒市街化調整区域の更なる規制緩和も含め交通の利便性の高い地区の土地利用のあり方について検討します。	平成29年7月1日に行った規制緩和について、事前協議や許可申請を待ちながら、市民のニーズの把握に努めているところである。	—	X	都市創造課/ 建築相談課
					JRの駅周辺など交通の利便性の高い地区の土地利用のあり方について検討していくこととしている。	—	X		

政策分野	施策分野	施策		KPIの目標	平成30年度	平成29年度		関係課	
					取組内容	取組内容	評価		
II	5	③都市間道路ネットワークの充実に向けた取組 ※施策の追加	○都市間道路ネットワークは、単に都市間の連絡や高速道路、空港、港湾などを連結するという役割だけではなく、津波などの大規模災害時における信頼性の高い避難ルートを確認するという観点からも、その充実が必要です。米子一境港間を結ぶ国道431号については、「境港」の物流・人流拠点としての機能拡充、大型クルーズ船の寄港による観光客の増加などに伴い、慢性的な交通渋滞が発生している状況であることから、更なる陸上輸送の効率化と安定した輸送ルートの確保に向けて、高規格道路としての整備が求められています。また、島根県東部や鳥取県西部地域と米子鬼太郎空港、境港をつなぐ道路整備については、本市と安来市で実施した費用便益分析によると、中海架橋を整備した場合の費用対効果は非常に高いという結果(B/C=1.7)が出ており、早期実現に向けて取り組む必要があります。	⇒都市間道路ネットワークの充実の実現に向けて国等への要望を一層強化するとともに、当面は次に掲げる取組を行います。 ア 国に対し、米子一境港間を結ぶ高規格道路の整備に向けたあり方検討会の開催を求めています。 イ 鳥取県に対し、中海架橋の実現に向けた建設連絡協議会の開催を求めています。		○米子一境港間を結ぶ高規格道路の整備に向けたあり方検討会の開催について、平成30年6月20日に国に対し、要望を行った。並行して2市1村(米子市・境港市・日吉津村)によるルート帯案やまちづくりの観点からの高規格道路の必要性について協議を行っている。  ○中海架橋の実現に向けた建設連絡協議会の開催について、平成30年6月25日及び同月27日に鳥取県に対し、要望を行った。要望と併行して、安来市との事務レベルでの建設連絡会を、平成30年7月31日に開催し、建設促進に向けての意見交換を行った。	—	X	建設企画課
		④空家等対策計画の策定 ※施策の追加	○近年、人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化等に伴い、空き家が年々増加し、大きな社会問題となっています。平成25年住宅・土地統計調査(総務省)によると、本市の空き家総数は10,590戸で、このうち賃貸や売却用等以外の空き家は4,700戸と見込まれ、今後も空き家数は増加するものと予想されており、安全性、公衆衛生、景観など多岐にわたって地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。	⇒特定空家等の対策のみならず、空き家の発生抑制や適切な管理及び活用の促進など、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく「空家等対策計画」を策定します。  ※特定空家等とは、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定される、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。	■空家等対策計画の策定 ⇒平成30年度において、空家等対策計画を策定します。	特定空家等の対策のみならず、空き家の発生抑制や適切な管理及び活用の促進など、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく「空家等対策計画」を策定中。今年度末策定見込。	—	X	住宅政策課



政策分野	施策分野				平成30年度	平成29年度		関係課		
		施策	KPIの目標	取組内容	取組内容	評価				
II	6	③シティプロモーションの推進 ※施策の追加	○本市の認知度、魅力度の向上や市民の郷土への誇りや愛着心の醸成を図っていくためには、シティプロモーションの取組を推進し、本市の暮らしやすさや地域資源などを内外に積極的に情報発信する必要があります。	⇒担当組織体制を整備するとともに、庁内に若手職員を中心とするシティプロモーション推進チームを設置し、今後のシティプロモーションのあり方や事業アイデアについて検討を行い、シティプロモーション推進に関する方向性を決定するとともに、順次事業化を図ります。	■シティプロモーション推進に関する検討 ⇒早期にシティプロモーション推進に関する方向性を決定し、順次事業化を検討・実施します。	シティプロモーション推進指針を策定し、庁内に広報推進員を設置するとともに、ワーキンググループやプロジェクトチームを設置し体制づくりを行った。既存の事業を見直すとともに、個別事業として、コミュニティFMの活用、米子高専との連携による動画の作成公開、庁内連携による様々な事業を実施し、本市の魅力発信を行い市民のまちに対する誇りや愛着度の醸成を図った。		B	秘書広報課	
	7	①皆生温泉・周辺地域の活性化に向けたまちづくり ※施策の追加	○皆生温泉の宿泊客数は、団体旅行から個人旅行へのシフト、観光客の旅行先での目的の変化などにより、平成9年の71万人をピークに減少を続け、平成24年にはついに40万人を割り込む状況となっています。皆生温泉のにぎわいを取り戻し、その周辺地域を含めて活性化していくためには、まち歩きが楽しめる温泉街としての整備など中長期的な取組を検討する必要があります。このような状況の中、皆生温泉では、若手旅館経営者を中心に「皆生温泉まちづくり会議」が設立され、皆生温泉の将来像について検討する動きが出てきており、今後は官民で一層連携し、皆生温泉のまちづくりに取り組んで行くことが求められます。	⇒観光客の多様なニーズに対応し、皆生温泉及び周辺地域を活性化するため、今後の皆生温泉のまちづくりについて検討します。	■皆生温泉のまちづくりについての検討 ⇒平成31年度までに、皆生温泉の具体的なまちづくりの方向性について「皆生温泉まちづくり会議」とも連携しながら検討を進めます。	皆生温泉の中長期的なビジョンを策定すべく、「皆生温泉まちづくり会議」(事務局:米子市観光課)の中で意見交換や検討を重ねた。(本ビジョンについては平成30年度中に完成予定。)	—	X	観光課	
	9	①米子城跡の保存・活用・整備と魅力発信 ※施策の追加	○米子城跡は、郷土の歴史を理解する上で欠かすことのできない歴史遺産です。米子城跡を確実に保存・管理し、後世に継承するとともに、その活用を図っていくことには大きな意義があります。このため、より多くの人に米子城跡に来ていただき、その価値や魅力について理解を深めていただけるよう情報発信及び整備を図る必要があります。	⇒平成29年3月に策定した「史跡米子城跡保存活用計画」を指針に今後の保存、整備に必要な整備基本計画を策定し、樹木管理、園路整備等を適切に実施するとともに、「米子城 魅せる！プロジェクト」を展開することにより、城跡と城下町エリア(下町)等のPR及び魅力発信の取組を継続的に実施します。	■「史跡米子城跡保存活用計画」を指針とした整備基本計画の策定 ⇒平成30年度までに、整備基本計画を策定します。	「史跡米子城跡整備基本計画」の策定について、検討委員会を3回開催するとともに、議会や有識者からの意見聴取、パブリックコメントを実施し、平成31年3月に策定予定である。	史跡米子城跡の計画的な保存・整備を行うために必要となる整備基本計画の策定を平成30年度に計画しており、そのために各地の城跡の整備状況の把握を行うとともに、策定に向けた一般市民参加のワークショップを2回開催した。さらに、整備基本計画の策定に資するための整備検討委員会を組織、設置し、委員会を1回開催し、委員による現地視察を行い、整備基本計画策定に向けた意見聴取を行った。			文化振興課

政策分野	施策分野				平成30年度	平成29年度		関係課	
		施策	KPIの目標	取組内容	取組内容	評価			
II	9	②淀江地区の歴史・文化を活かした地域づくり ※施策の追加	○淀江地区には、国指定文化財石馬、上淀廃寺跡、向山古墳群、妻木晩田遺跡などの史跡や名水百選「天の真名井」、因伯の名水「本宮の泉」に代表される清らかな湧水、日吉神社神幸神事、淀江さんご節、よどえ和傘等の伝統文化があります。これらの地域資源を活用し、魅力を情報発信するため、観光・文化施設として白鳳の里、淀江ゆめ温泉、伯耆古代の丘公園、上淀白鳳の丘展示館、淀江どんぐり村などが整備されていますが、施設の老朽化、観光客の価値観やニーズの多様化などにより、これらの施設の利用者は年々減少しています。淀江地区の活性化のためには、特色ある史跡、観光・文化施設などの地域資源を連携させた観光ルートづくりや魅力発信により、歴史・文化を活かした地域づくりを推進する必要があります。	⇒淀江振興本部を設置し、淀江地区の特色ある史跡、観光・文化施設などの地域資源を活かした地域づくりを推進するため、課題等を整理し、淀江地区の振興策について検討します。	■淀江地区の地域振興策についての検討 ⇒平成30年4月に淀江振興本部を設置し、淀江地区の振興策を検討します。	淀江振興本部を設置し、関係部署や関連機関と淀江地区の振興、とりわけ伯耆古代の丘エリアの活性化について協議検討を行っている。	淀江振興本部の設立準備を行うための、現状を認識し課題を抽出するための内部組織を立ち上げ、将来的な方向性を検討した。	B	淀江振興課
IV	1	①-C鳥取県西部圏域が連携した移住定住の取組の継続的な展開 ※施策の追加	○鳥取県西部圏域の9市町村が連携した移住定住の取組では、これまで移住セミナー・相談会、移住体験ツアー、移住定住促進パンフレット・移住定住ポータルサイトによる情報発信などを実施してきましたが、圏域全体の人口減少の抑制を図るため、今後も効果的な取組を継続する必要があります。	⇒引き続き、鳥取県西部圏域の9市町村が連携し、圏域の魅力や暮らしやすさなどの情報発信、移住体験機会の提供等、移住定住の取組の継続的な展開を図ります。	■県外からの移住者数の圏域合計《累計》 ⇒平成31年度までに、4,500人(平成27年度～平成28年度累計:1,873人)	「とっとりWEST移住ポータルサイト」機能の強化及び鳥取県西部圏域への移住定住に繋げるPR動画の作成とサイト掲載、発信力が高いライターを起用した移住定住サイトへの記事掲載等を実施するとともに、国内最大級の移住・交流地域おこしフェア(JOIN)に参加し、圏域の情報発信を行った。	平成28年度に構築した「とっとりWEST移住ポータルサイト」をPRするため、チラシ・ポスターを作成し配布した。(配布部数) チラシ:1344部 ポスター:26部 (主な配布先) ふるさと鳥取県定住機構 鳥取県関西本部・東京本部 とっとり・おかやま新橋館 移住・定住交流情報ガーデン	A	総合政策課
	2	⑭圏域におけるDMOの設立・運営 ※施策の追加	○中海・宍道湖・大山圏域には、魅力的な観光資源をはじめ、豊かな自然環境、歴史・文化・伝統芸能・神話や山陰の優れた食材・産品があります。さらに、2つの空港、日本海側有数の港湾を持ち、韓国～ロシアへの定期貨客船や、国際定期便など、国内外の観光客を迎えるうえで他地域に誇れる環境も有しています。しかしながら、各市がそれぞれに単独で施策を講じていたため、本圏域の優れた資源や環境が十分に発信しきれない現状があります。このため、圏域内に点在する観光・自然・食の素材などこれらを有機的に結び合わせて、圏域全体をブランディング化する体制づくりが必要です。	⇒圏域版のDMOを設立し、外国人観光客の受入環境整備、三大都市圏等へのプロモーションなど、圏域の認知度向上や観光誘客を図る取組を行います。  ※「DMO(Destination Marketing/Management Organization)」とは、様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体的になって行う観光地域づくりの推進主体。		・中海・宍道湖・大山圏域インバウンド機構総会(6月1日・松江市) 中海・宍道湖・大山圏域インバウンド法人設立総会(2月12日予定・松江市) ・法人設立予定日(平成31年4月1日)	中海・宍道湖・大山圏域インバウンド機構設立。 ・設立総会、設立記念講演会、設立記念懇親会(7月14日・出雲市役所他) ・中海・宍道湖・大山圏域インバウンド機構日本版DMO候補法人登録(11月28日)		総合政策課